

埼玉県訓令第二号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表婦人相談センターの項を削り、同表男女共同参画推進センターの項週休日の欄中「上に同じ。」を「4週間について8日とし、業務の実情に及び所属長が定める。」に改め、同表総合リハビリテーションセンターの項週休日の欄中「4週間について7日又は8日とし、業務の実情に及び所属長が定める。」を「上に同じ。」に、「4週間について8日とし、業務の実情に及び所属長が定める。」を「上に同じ。」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。